

社会保障・税番号制度の導入に向けて (社会保障分野)

～事業主の皆様へ～



平成26年11月
厚生労働省

社会保障・税番号制度導入の全体スケジュール

平成25年 5 月

番号関連法の成立・公布

平成26年度～

国や自治体等のシステム改修等

平成27年10月～

国民への個人番号の通知の開始

平成28年 1 月～

順次、個人番号の利用の開始

個人番号カードの交付の開始

(個人の申請により市町村が交付)

平成29年 1 月～

国の機関間での情報連携の開始

平成29年 7 月目途～

地方公共団体・医療保険者等との
情報連携も開始

個人番号の利用について①(個人番号利用事務)

●個人番号(マイナンバー)を利用する事務

⇒ 基本的に行政事務のみ。

●個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)

⇒ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

【個人番号を利用する行政事務等の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村	生活保護法による保護の決定、実施事務 (例) 生活保護の申請の受理、審査事務
市町村	児童手当法による児童手当の支給事務 (例) 児童手当の支給申請の受理、審査事務
ハローワーク	雇用保険法に雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務
労働基準監督署	労働者災害補償保険法による年金給付の支給事務 (例) 労災年金の請求の受理、審査事務
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険に関する事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査 厚生年金保険法による保険給付や保険料徴収事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 被保険者資格取得届受理・審査、傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務

※詳細は、「社会保障・税番号法別表第1」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」に定められている

個人番号の利用について②(個人番号関係事務)

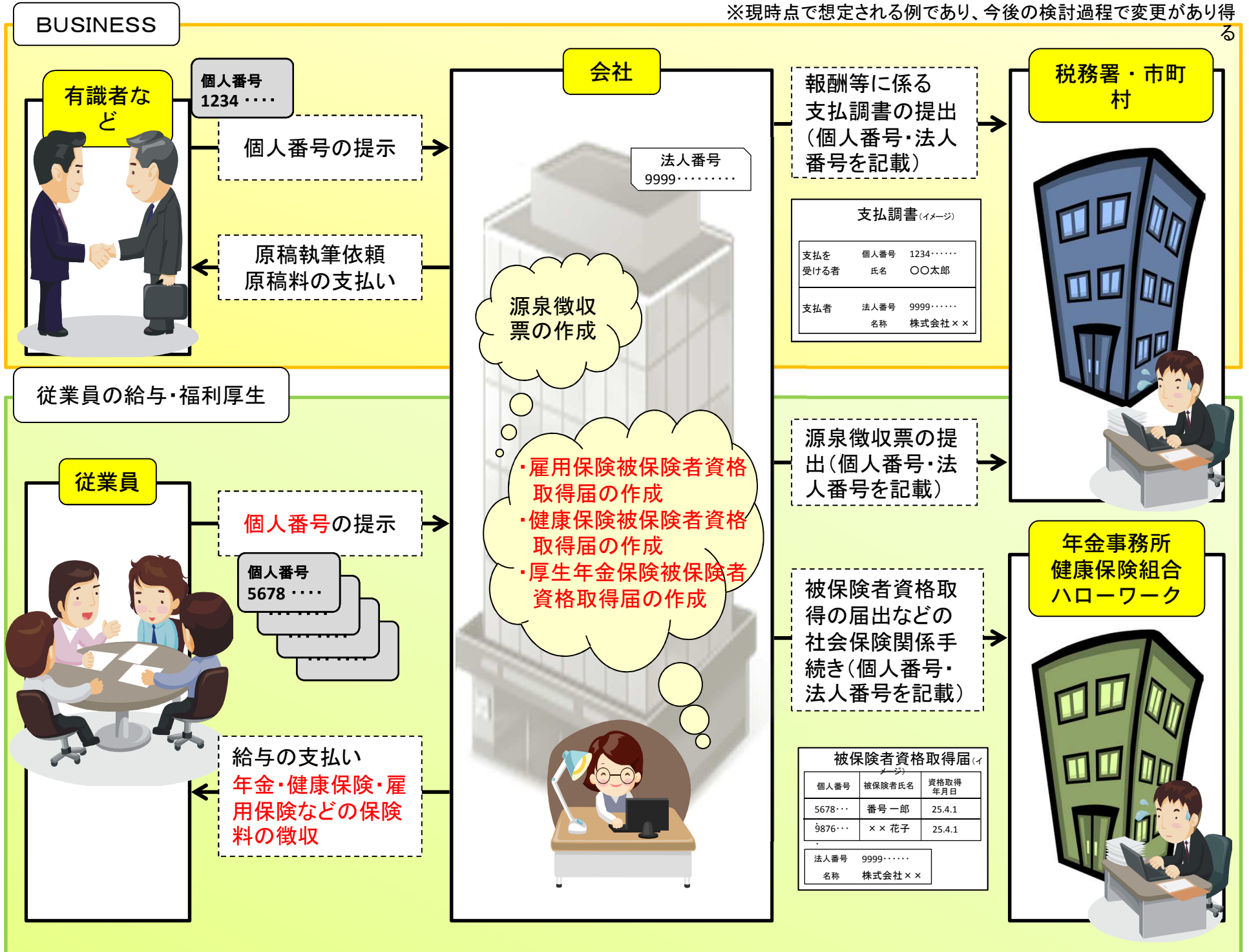
行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者(民間企業等)は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。(独自利用は禁止)

【個人番号利用事務とその関係事務実施者の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 (ハローワーク)	雇用保険法による雇用保険事務 (例) 被保険者資格取得届の受理、審査等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険の事務 (例) 全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査、	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
	厚生年金保険法による保険給付や保険料徴収事務 (例) 被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例) 健康保険組合所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査事務等	適用事業所の事業主 (例) 従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、健康保険組合に提出

民間企業における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



民間企業における個人番号の利用場面

社会保障分野

○ 事業主は、**雇用保険**、**健康保険**、**年金**などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載することになります。

主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

税分野

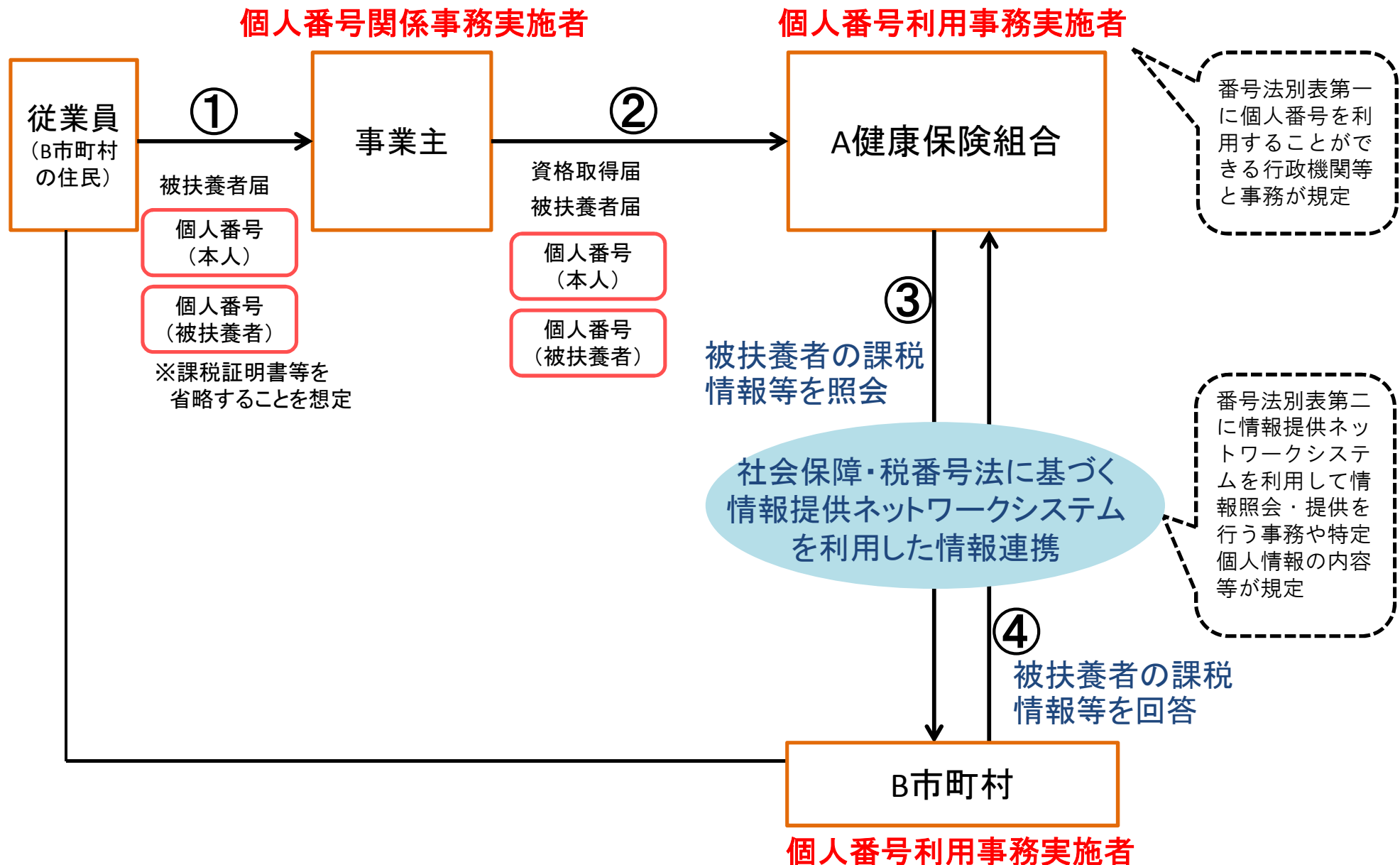
○ 税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載することになります。

※一般の民間企業(非金融機関)の場合

法定調書	提出者	根拠条文(所得税法)
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払をする者	第226条第1項
退職所得の源泉徴収票	退職手当等の支払をする者	第226条第2項
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金、契約金又は賞金の支払をする者	第225条第1項第3号
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	利益の配当、剰余金の分配又は基金利息の支払をする法人	第225条第1項第2号
不動産の使用料等の支払調書	不動産の使用料等の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号
不動産等の譲受けの対価の支払調書	居住者又は内国法人に対し譲渡対価の支払をする法人及び不動産業者である個人	第225条第1項第9号

個人番号利用事務と関係事務のイメージ

【健康保険組合の健康保険被保険者資格取得届の例（現時点でのイメージ）】



個人番号をその内容に含む個人情報を「**特定個人情報**」という

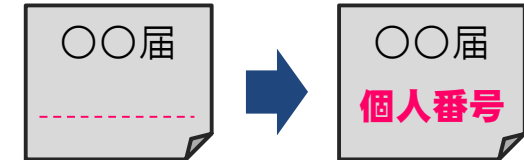
※漏洩等については個人情報保護法による措置よりも厳しい措置が番号法に規定されている

事業主における個人番号関係事務実施者としての対応(概要)

POINT!

社会保障・税番号制度の導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の資格取得届をはじめとして、事業主のみなさまに提出していただく各種届出書等に従業員の「個人番号(マイナンバー)」を記入する欄が追加されます。

※各種申請書様式等のうち、「個人番号」の追加等の変更があるものに関する厚労省令・告示の改正を行う予定。



POINT!

このため、事業主の皆様は、

- ・ハローワークが行う雇用保険関係事務
- ・全国健康保険協会・日本年金機構又は健康保険組合が行う健康保険の保険給付等の事務
- ・日本年金機構が行う厚生年金保険の保険給付等の事務 など

の「**個人番号関係事務実施者**」となり、従業員から「個人番号」を取得する必要があります。

POINT!

「個人番号関係事務実施者」も以下のような対応をする必要があります。

- ・個人番号を従業員から取得する際の本人確認措置の実施
- ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の実施
- ・特定個人情報を委託先に提供するときには委託先の適切な監督 等